

日レセ連携システム（電子カルテ等）における対応について（2016. 3. 31）

1 「残薬確認」欄の記載の指示

処方せん「備考」欄に「残薬確認」欄が新設されました。

保険医が保険調剤薬局へ指示をする場合、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」又は「保険医療機関へ情報提供」にチェックをします。

日レセでの「残薬確認」欄の指示は、次の方法とします。

以下のシステム予約マスタを会計内に入力して処方せんを発行すると該当する部分に「×」の編集を行います。

099209921	保険医療機関へ疑義照会した上で調剤
099209922	保険医療機関へ情報提供

入力例

入力コード	名称
612320417 3	*【般先】ガスター錠10mg
001000301*5	【1日3回毎食後に】
099209921	*保険医療機関へ疑義照会した上で調剤

指示をする場合は会計データに日レセのシステム予約コードを記録します。

2 湿布薬の入力

湿布薬に係る主な改定内容は以下となります。

- ①外来患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、調剤料、処方料、処方せん料、調剤技術基本料を算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。
- ②外来患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、当該超過分に係る薬剤料は算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。
- ③湿布薬の処方時は、処方せん及び診療報酬明細書に、投薬全量のほか、一日分の用量又は何日分に相当するかを記載する。

※湿布薬とは

貼付剤のうち、薬効分類上の鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤（ただし、専ら皮膚疾患に用いるものを除く。）をいう。

日レセでの対応内容は以下とします。

①湿布薬の判定

点数マスタに湿布薬の判定を行うため区分を設定します。

点数マスタテーブル

項番 107 名称使用識別 0:湿布薬以外
1:湿布薬

を流用します。

※特定器材で使用する項目ですので医薬品の条件と併せて判定する必要があります。

②点数計算

1処方で入力された湿布薬を先頭から順番に数量（枚数）を累積しながら70枚に到達したところまでを算定する点数とし、残りの数量分を減点対象として点数計算を行います。

(例) シップ薬A 薬価100円/枚 50枚 500点
シップ薬B 薬価80円/枚 30枚 240点(10枚超過▲80点)
シップ薬C 薬価60円/枚 20枚 120点(20枚超過▲120点)

③70枚を超えて点数を算定

以下のシステム予約マスタを湿布薬を算定した会計内に入力して制限を解除します。

099200201	湿布薬制限枚数解除
-----------	-----------

理由をコメントコードにより入力します。

830000052	70枚を超えて湿布薬を投与した理由:
-----------	--------------------

①院内処方の場合

診療種別990又は991(レセプトコメント)を宣言してコメントコードにより入力します。

※②院外処方の場合の方法で入力されても構いません。

②院外処方の場合

「備考」欄へ記載します。

診療種別区分980(処方せん備考)を宣言して830000052のコメントコードを剤の先頭に宣言して理由を入力します。

830000052を先頭で宣言された場合はその剤はすべて湿布薬の理由に係るコメントとして扱います。

この方法で入力された場合は処方せん「備考」欄と診療報酬明細書の「摘要」欄の両方に記載を行います。

※先頭のコメントコードが830000052でない場合はレセプトへは記載しません。

入力例

入力コード	名称
620006538 80	*【般先】モーラスパップ30mg 10cm×14cm
099200201	*湿布薬制限枚数解除
.980	*コメント(処方せん備考)
830000052	70枚を超えて湿布薬を投与した理由: 事故の影響による全身打撲が
810000001	顕著で1回に数枚を要することから必要と判断した。

④全量や一日分の用量等の記載

湿布薬に対し全量や一日分の用量等の記載方法は、剤内にコメントコードにより入力します。

湿布薬を 70 枚超えて点数を算定する場合は、会計データに日レセのシステム予約コード (099200201 湿布薬制限枚数解除) を記録します。

湿布薬の用量を記載する場合は、湿布薬を含む剤データにコメントマスタコードと内容又は用法コードにより用量を記録します。

3 リハビリテーション料の起算日

疾患別リハビリテーション料の起算日の指定方法です。

①廃用症候群リハビリテーション料

算定上限日数の起算日の指定は、以下のシステム予約マスタを会計内に入力します。

099800191	廃用症候群リハビリテーション開始日
099800192	廃用症候群リハビリテーション終了日

②脳血管疾患リハビリテーション（廃用症候群）の経過措置による算定期間

廃用症候群リハビリテーション開始日を脳血管疾患リハビリテーション（廃用症候群）の開始日として入力します。

平成 28 年 4 月以降、廃用症候群リハビリテーション料を算定する場合に廃用症候群リハビリテーション開始日が平成 28 年 3 月以前であれば算定上限日数を 180 日とします。

疾患別リハビリテーション料等の起算日等の指示をする場合は会計データに日レセのシステム予約コードを記録します。

4 処方せん料の算定

電子カルテ側からの送信データに処方せん料（一般名記載加算 1 又は 2 を含む）を記録された場合、処方せん料については破棄し、日レセ側で自動算定します。